

## 令和 7 年度第 353 号 デジタル複合機賃貸借事業仕様書

### 1. 仕様内容 フルカラーデジタル複合機一式（保守及び初期導入作業含む）

明日香村大字畑地内 明日香村クリーンセンター事務所に納入。

下表に示す仕様は必要とする最低限度の機能であり、入札対象機についてはこの仕様と同様もしくは同等以上とする。

規格・形式	内容
台数	1 台
タイプ	フルカラーデジタル複合機（新品）
トナー方式	トナー
原稿サイズ・出力サイズ	最大 A3 サイズ
自動両面原稿読み取り	B5・B4・A4・A3 サイズで可能なもの
電子ソート	B5・B4・A4・A3 サイズで可能なもの
自動両面コピー	B5・B4・A4・A3 サイズで可能なもの
自動両面印刷	B5・B4・A4・A3 サイズで可能なもの
読み取り解像度	600dpi / 256 階調以上
ウォームアップタイム	40 秒以下
ファーストコピー	モノクロ 6.4 秒以下、フルカラー 8.5 秒以下
連続複写速度	フルカラー、モノクロとも 20 枚 / 分以上（A4 横時）
給紙方法 / 容量	4 種トレイ（各トレイ 500 枚以上）
手差し給紙	手差しトレイ（50 枚以上）
自動用紙選択	装備
電子ソート機能	装備（1 部ごとに部数が確認できるもの）
ネットワークプリンタ機能	装備（1000BASE-TX）
ネットワークスキャナ機能	装備（1000BASE-TX） 庁内ネットワーク内の HDD にデータ蓄積ができる機能を装備していること（PDF、JPG 等）。
FAX 機能	装備し専用排紙トレイを装備していること
インターフェース	イーサネット 1000BASE-TX に対応するポートを 2 つ有しており、それぞれ異なるネットワークから同時にプリンタ、スキャナが使用できること。インターフェースとして USB3.0 以上を装備しており、プリントで使用できること。 上記で示したインターフェースを同時に 3 系統接続できること。異なるネットワークを同時接続している場合は、異なるネットワーク間で通信が発生しないこと。なお、リモート保守機能への通信の際も含むこととする。
<p>※搬入、設置、調整及び庁内ネットワークへの接続、事務室内 PC へのプリンタ、スキャナ等ドライバインストール、旧カラーレーザープリンタの処分費を含む。</p> <p>庁内ネットワークへの接続、事務室内 PC へのプリンタ、スキャナ等ドライバインストール作業を行い、インストール作業を簡単にするためのツール等を CD-ROM 等で提供すること。また、本村が用意する名称及び数量の共有フォルダ（LAWAN 系）について、データ転送が可能</p>	

な環境設定を行うこと。

※複合機のメーター検針・消耗品状況（トナー残量や交換状況）・機器障害情報について、受託者側保守窓口に自動通知する機能を有すること。

※保守は奈良県内もしくはその周辺（概ね1時間以内で駆けつけることの出来る距離）に常駐し、速やかに障害復旧作業が行える体制であることとする（オンサイト保守）。保守の対応時間は年末年始（12月29日から翌1月3日）と休日、祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までとする。※トナー料金を含む

**上記に見合う機種型の型番及びその機種が明確にわかるカタログを質疑応答の期限までに持参またはFAX（要着信確認）すること。**

## 2. 購入契約について

5年間のリース契約とし、納入業者と納入業者がもっとも安価であると判断するリース会社（以下「指定リース会社」という）と明日香村との間で三者契約を締結する。

入札金額は上記仕様を満たすデジタル複合機等調達および設置設定作業と5年間の保守料等の総額をリース契約した場合の**1ヶ月分のリース代金にモノクロプリント（コピー）、フルカラープリント（コピー）それぞれ1枚あたりの維持メンテナンス料金を当方実績枚数に乗じて得た金額を加えた金額（消費税含まず）とする。**なお指定リース会社については、事前に令和6・7年度明日香村入札参加資格申請の登録業者かを質疑応答書において**必ず確認すること。**

リース条件は以下①から⑦までとする。

- ① 支払い方法：年度分一括銀行振込（初年度は令和7年10月から令和8年3月、以降は各年4月からその翌年3月、最終年は令和12年4月から令和12年9月）
- ② 保険（動産総合保険）：月額料金に含む
- ③ 使用予定枚数：モノクロ約600枚/月      カラー約400枚/月  
（使用予定枚数は、今後の印刷枚数を保証するものではありません。）
- ④ 設置場所：明日香村大字畑678番地      明日香村クリーンセンター
- ⑤ リース期間：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60ヶ月）
- ⑥ その他：落札者は別紙として、積算根拠となる内訳明細書を後日提出すること。

## 3. その他

- ①令和7年10月1日（水）には使用可能となるように納入するものとし、日時等については担当者と打ち合わせすること。
- ②その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 4. 問合せ先

明日香村役場      くらし窓口課

電話    0744-54-2282      FAX    0744-54-5551